

袖ヶ浦市農業経営基盤の強化の
促進に関する基本構想

令和5年9月

袖ヶ浦市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
1	農業経営基盤強化の基本的な推進方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向	1
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
4	優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	5
5	農業生産の現状と今後の誘導方針	6
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	2 6
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	3 1
2	市が主体的に行う取組	3 1
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	3 2
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供	3 2
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	3 3
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	3 3
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	法第 1 8 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画の 区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	3 5
2	利用権設定等促進事業に関する事項	3 6
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	4 3
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項等	4 6
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	4 6
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	4 7
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	4 8
第 6	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	4 8
第 7	その他	4 9
附則		
別紙 1	(第 5 の 2 の (1) ⑥関係)	
別紙 2	(第 5 の 2 (2) 関係)	

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤強化の基本的な推進方向

袖ヶ浦市は、東京湾沿いの千葉県のほぼ中央に位置し、人口65,777人、面積は94.92km²である。北東部は市原市、南西部は木更津市に接し、北西部は鋸の歯のような形状で東京湾に臨んでいる。北東部及び北西部は、平坦な丘陵地帯であり、豊かな耕地と温暖な気候に恵まれ、水稻、野菜、畜産など均衡のとれた農業が営まれている。

また、斜面林や内陸部の樹林地などの緑は、本市の貴重な財産であり、暮らしやすさの源泉の一つになっているが、近年、里山の適切な管理や遊休農地などの問題も生じている。

市及びその周辺では、東京湾アクアライン、圏央道、大型商業施設等の開発が進み、また都心からは、直線距離で約35kmと通勤圏内で宅地開発に伴い人口が増加している地域であり、今後一層の都市化の進展が予想されている。

このような中で、農業生産力を維持・確保し、次世代に引き継げる魅力ある農業・農村を創造していくため、農業経営基盤強化の基本的な推進方向は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画等と調和した農業地域の保全
- (2) 経営感覚に富んだ担い手の育成確保
- (3) 農地流動化の推進と農業生産の組織化
- (4) 都市化に対応した高生産性農業の展開
- (5) 優良農地の確保と生産基盤の整備
- (6) 青年等の就農促進

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向

(1) 農業構造と今後の見通し

袖ヶ浦市は、昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区からなり、1,552haの経営耕地面積^{※1}を有し、うち水田面積が、1,144ha、畑397ha、その他樹園地他となっている。

農業経営の状況を見ると、水田農業地帯では、水稻及びその裏作としてレタス栽培が行われ、畑作農業地帯では、ダイコンを中心に作付体系が確立されており、落花生、いも類を基幹とした経営が中心となり、輪作としてじゃがいもや、トウモロコシ、長ネギ、キャベツなどが栽培されている。

また、パイプハウス等を利用し、トマト、ハウレンソウ、インゲン、イチゴの施設野菜も多くなっている。

畜産部門においては、酪農及び肉牛、養鶏が特に盛んである。

このような中であって、都市化の進展等に伴う農地減少による経営規模の零細化、農業労働力の他産業への流出、農業従事者の高齢化、輸入農畜産物の増加や産地間競争の激化、さらには環境問題への対応など、農業経営は厳しい状況におかれ、平成27年の農家数は1,238戸であり、このうち販売農家^{※2}は853戸、自給的

農家^{※3}は385戸であるが、令和2年の農家数は946戸であり、販売農家は611戸、自給的農家は335戸と減少している。

このような状況に対応して、新たな「食料・農業・農村基本計画」に沿って国際感覚、経営感覚に富んだ担い手の育成確保、優良農用地の確保と生産基盤の整備、農地流動化の推進と農業生産の組織化などを図り、農業を産業として自立させ、競争力のある高付加価値・低コスト農業の確立を目指す。

※1 経営耕地面積とは

農産物の生産又は委託を受けて生産を行う、30a以上の農家・露地野菜の作付面積が15a以上の農家・施設野菜栽培面積が350㎡以上などの者が経営している耕地

※2 販売農家とは

経営耕地面積が30a以上又は1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

※3 自給的農家とは

経営耕地面積が30a未満かつ1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

将来を担う若い世代に引き継げる魅力ある農業にするためには、職業として「魅力ある農業の確立」を図ることが必要であり、経営感覚に優れた経営体を育成し、他産業従事者と遜色のない所得水準と労働時間の確保を図る。

具体的な指標としては、

☆ 年間農業所得……………

個別経営体及び企業経営体	主たる従事者1人当たり	520万円程度
組織経営体	1組織当たり	1,000万円程度

☆ 年間労働時間……………

主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度を育成すべき目標とし、さらに定期休暇・臨時休暇を取得できる経営を育成目標とする。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成方向

本市は、将来の農業を担う農業者及び農業関係団体が、地域の農業振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

特に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

ア. 個別経営体の育成方法

家族労働力を中心とした経営体が機械・施設の導入による省力化を図り、財務管理の強化を推進し、家族労働に対する報酬、就業時間、就業条件の明確化など、家計と経営を分離した農業経営活動の展開を図るとともに、併せて家族経営協定

の締結を推進する。

イ．組織経営体の育成方法

土地規模の零細性や資本力の弱小性等の課題を解決するため、土地・資本・労働力の統合による「組織的農業経営体」の企業化を推進し、農業経営の継続的維持・発展とその体質強化を図る。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援の方向

ア．資金の融資に係る支援

借入金利の低い農業制度金融（日本政策金融公庫資金・農業近代化資金・農業経営改善促進資金等）の活用やその普及推進を図る。

イ．農地の利用集積に係る支援

農地の利用については、集落段階の話し合いを推進するとともに、規模拡大に意欲ある者や、規模拡大に意欲のある者に農地を貸したいという者に対し、農地中間管理事業を活用し、農地の利用集積を促進する。

ウ．労働力の確保に係る支援

農業経営体を労働力の面から支援し、経営の安定と農業者のゆとりを創出するため、地域における労働力のあっせんや作業委託のあっせん等を促進する。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、畜産部門においては、定期休暇などの取得が困難な状況にあるため、ヘルパー制度の充実強化を図る。

エ．その他の支援

(7) 農業集落排水事業

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。

(1) 住民と農業の交流

産地直売やふれあい農園、農作業体験等を通し消費者と農家の出会い、ふれあいを共有していくコミュニティ機能の育成を図る。

(ウ) 農林業情報の提供

生産性の高い農業経営の確立や農業生産の安定などにつながる、農業者に必要な農林業情報を収集・分析・加工し、迅速かつ的確に提供していく必要がある。このため市農業センターと関係機関等が連携、協力してより効果的な情報

提供ができる体制を整えていく。

(エ) 流通対策

多様化する流通経路に対し、出荷組織の育成強化と集出荷施設の整備などを図り、流通技術の革新に向けた取り組みを強化する。また、活力ある農業を育成するため、都市住民と農業者が触れ合う機会を拡充し、オーナー制やもぎ取りによる体験農園、新鮮な農畜産物の直売型観光農業を推進する。そのため認定農業者や中核的農業者、新たな起業家等を育成し農産物直売施設等による直販の拡大を図る。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

袖ヶ浦市の新規就農者は、平成30年度から令和4年度の過去5年間の平均で2.4人となっているが、従来からの基幹作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア. 育成・確保すべき人数の目標

千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標の年間450人を踏まえ、本市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5法人増加させる。

イ. 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

千葉県内の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得270万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業事務所、農業協同組合等が重点的な指導を行う。また、市独自の農業後継者育成事業により、経営感覚に優れた魅力ある農業者を育成するため研修会等への参加を促進するなど、地域の総力をあけて中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導していく。

4 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

(1) 優良農地を確保するための基本的な方向

農業従事者の高齢化、後継者不足等により遊休農地の増加がみられ、農地が十分活用されていない状況がある。

このため、農業生産基盤の整備、農地開発の適正な指導、強化を図り、農業労働力の確保に努め、将来安心して農業生産に従事できる環境作りを行う。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画策定に向けた地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

(2) 土地基盤整備の基本的な方向

ア. 土地基盤整備の現状

本市では、浮戸川沿岸に広がる集団化された耕地をはじめとして、平坦部のほ場は昭和30年代から40年代にかけてほぼ全域が10アール区画の整備がなされた。しかし一部に用排兼用水路もあり、暗渠排水は皆無の状態、生産性の低い水田が多かった。昭和50年代以降の再区画整理は、県営ほ場整備事業により一区画30アール以上のほ場整備を図っている。

また、山間部についても、団体営土地改良総合整備事業により30アール区画のほ場整備を図っている。

イ. 土地基盤整備の基本的な方向

本市を取り巻く公共事業には完成した東京湾アクアライン、東関東自動車道館山線をはじめ、圏央道等の大型プロジェクトがある。それらに合わせたアクセス道路として、市道の整備を進めるとともに生産地から消費地を結ぶ広域農道等の農道整備事業や都市整備計画により無秩序な土地利用を防止し、地域の实情に応じた優良農地の確保が必要となっている。

また、農業の国際化に伴い、生産コストの低減を図るためには、ほ場の大区画化などの条件整備が不可欠である。

都市計画との整合を計りつつ、生産性の高い農業が展開できる農業基盤整備、農業集落排水事業等定住化促進のための農村整備、ため池等整備事業等の保全管理等農業農村整備事業の積極的な推進を図ることを基本方向とする。

5 農業生産の現状と今後の誘導方針

(1) 部門別農業生産の現状と今後の基本的な誘導方向

ア. 水稲部門

(ア)生産の現状

水稲は主に小櫃川流域の平坦な地域で生産され、令和2年農林業センサスでは、作付面積のうち主食用は969ha、飼料用は95ha、作付経営体^{※1}のうち主食用は455経営体、飼料用は66経営体であり、一経営体当たりの作付面積は、主食用は2.1ha、飼料用は1.4haとなっている。

近年、水稲の大規模経営を指向する経営体が生まれており、農地の利用集積や収穫・乾燥・調整等の部分作業受託により経営規模の拡大を図っている。

※1 経営体とは

農産物の生産又は委託を受けて生産を行う、30a以上の農家

(イ)今後の基本的な誘導方向

安価な輸入農産物の増加による国産品価格の低迷、さらには産地間競争の激化という困難な状況にあって、一層のコスト低減と高付加価値が課題となる。

コスト低減対策として、用排水設備が完備したほ場の大区画化と経営の大規模化を推進する。

担い手については、個別経営体、組織経営体、地域営農集団の育成を図り、これらの経営体に土地を集積する。米の有利販売については、もみ貯蔵・低温貯蔵等により米流通の多様化へ対応するとともに、消費者ニーズにあった減農薬、減化学肥料による高付加価値化等を推進する。

また、米消費の減少とともに、需要に応じた主食用米生産が行われていくよう環境整備を進め、主食用米偏重ではなく、需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択し、所得が向上するよう推進する。

イ. 畑作部門

(ア)生産の現状

本市の畑地では、ダイコンを中心に作付け体系が確立されてきており、輪作作物として、じゃがいも、トウモロコシ、長ネギ、キャベツ、ブロッコリー、たまねぎ等が栽培されている。

また、根形台から川原井を中心とする畑作地帯では、カンショ、サトイモ、ニンジン、ゴボウ等の根菜類やハウレンソウ等の葉菜類に加え落花生の栽培もみられ、生産性の高い農業が展開されている。

水田地帯では、水稲裏作としてのレタスを中心に、インゲン栽培が行われており、トンネルを利用したトウモロコシ栽培が増えている。

しかし、労働力の高齢化が進み、農業後継者が少ない中、軽量野菜の選択と、出荷調製労力の省力化が課題となっている。

そのなかで、本市の生産力を強化拡大するためには、園芸産地の高度化、省

力化などによる規模拡大を推進することで、既存産地の生産力の向上及び産地力の強化を図ることが重要となっている。

(4)今後の基本的な誘導方向

農業者の高齢化が進んでおり、産地を維持するために最も重要な新規栽培者の育成を図るため、組織活動を強化する。さらに、生産体制を整備し、施設化・機械化の推進を支援する。育苗施設・共同出荷場等、既設の機械・施設の積極的利用の推進を図る。

ダイコン等の根菜類は機械化、施設化が進み、今後ますます生産の合理化が進展するものと思われる。このため機械利用等の共同化が望ましい作業については積極的にこれを推進するとともに、機械の効率的利用を可能にするため農用地の流動化対策により農地の集積を図り、露地野菜の生産力を高める。

一方、市民農園や観光農園の開設を推進し、消費者との交流を図るとともに、直売や朝市を含めた農産物の地域内流通を推進する。

ウ. 施設園芸部門

(7)生産の現状

本市の施設園芸は、平岡地区に水耕ミニトマト団地、大玉トマト、長浦地区にハウレンソウ周年栽培、中川地区にインゲン栽培、富岡地区に促成イチゴ、洋ラン栽培が、また一部には水田複合としてハウスいちじく栽培などの多品目が点在的に栽培されている。

(4)今後の基本的な誘導方向

露地野菜栽培では施設化が可能なすべての品目に対し、投資金額が小さい簡易施設化を推進し、良品多収を目指した生産性の高い農業の展開を図る。

施設園芸では先端技術の導入による農産物の差別化や機械化による省力管理技術などを積極的に行い、生産性の優れた高品質で安定性のある生産体制の確立を図る。

また、施設園芸では連作が基本となるため、健康な土づくりと地力の維持増進を推進する。

エ. 畜産部門

(7)生産の現状

畜産については、蔵波地区、根形地区を中心に酪農が、富岡地区で肉牛生産が営まれ、また平岡地区を中心に養鶏が営まれている

中でも酪農は、飼養農家数23戸、飼養頭数1,430頭、養鶏については、飼養農家6戸、飼養羽数81万羽と盛んである。

また、酪農の自給飼料として、台地や水田転作で青刈りトウモロコシ、ソルゴー、イタリアンライグラス等の作付けがされている。これに加え、畜産クラスター事業に取り組むなど耕畜連携が図られ、水田転作のWCS用稲の生産が拡大され、市内酪農家の貴重な粗飼料

源となっている。

飼養方式は、つなぎ飼いが主流で、大型経営では、フリーバーン方式が一部導入され、パイプライン・ミルクカー、バルククーラー等の施設が整備されている。また、自給飼料生産においては、トラクターは各酪農家が自己所有しており、ハーベスター、ロールベラー等については農事組合法人袖ヶ浦WCS所有の機械を袖ヶ浦酪農組合員が共同で使用することで、生産ラインを樹立している。

さらに、酪農組合、酪農研究会、ヘルパー利用組合等の組織活動が活発に行われており、本市の酪農経営の発展につながっている。

なお、ふん尿処理については、平成16年度家畜排泄物処理法の施行により施設整備が行なわれ、有機肥料として効果的な施用が図られている。

(イ)今後の基本的な誘導方向

酪農については、牛舎構造や立地上の問題から、規模拡大が困難な家族経営を中心とした中小規模の経営体では、国や県の事業を活用しながら、収益性の向上と労働負担の軽減を進め、持続可能な経営の安定化を図る。

収益性の向上については、牛群検定等による個体管理の徹底と効率的な牛群改良、自家哺育・育成の推進、牛舎の空きスペースの解消等により、乳量向上と生産コストの削減を進める。

労働負担の軽減については、つなぎ牛舎でも利用可能な搾乳ユニット自動搬送装置、自走式配餌車、分娩監視装置等の省力化技術の導入を行う。また、外部化を図ることで、酪農ヘルパー組織やコントラクターの機能強化をするとともに、預託牛等を活用した生産作業についても、引続き推進する。

規模拡大にともない増加する家畜排せつ物の円滑な利用を図るために、自給飼料の作付拡大、適正管理のための堆肥化施設の整備、耕畜連携や堆肥の広域流通について併せて支援する。

肉用牛については、牛トレーサビリティシステムの的確な運用により、安全・安心な牛肉生産を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の順守徹底や農場HACCP方式の導入等による衛生管理対策の強化の取組を進める。

養鶏については、需要動向に対応した自主的な計画生産を基本に、飼料の適正な選定、飼養衛生管理基準等の順守徹底や農場HACCP方式の導入等による衛生対策、鶏舎環境の改善、堆肥の有効利用などにより、低コストで安全・安心な鶏卵の生産に取り組む。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の基本的な方向で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に袖ヶ浦市及び周辺市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。



個別経営体

1

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稲専作	水田 22.0ha 自作地 1.2ha 借入地 20.8ha 労働力 家族2.0人 主たる従事者 1.0人 補助 1.0人	所得 600 万円 労働時間 3,960 時間	(資本装備) ・トラクター 42PS ・トラクター 60PS 2台 ・側条施肥田植機 6条 ・コンバイン 5条 ・乾燥機 3基 ・育苗用ハウス ・畦塗り機 ・乾燥調整施設 ・格納庫、倉庫 ・農用トラック (技術内容) ・飼料用米、WCS用稲の導入により、 経営の安定を図っている。	・簡易簿記で管理	・省力化技術や省力化 機械の導入により、作 業を軽労化 ・WCS用稲については、 コントラクターに収穫 を依頼する。

算 出 の 基 礎

1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
主食用米	7.0ha	500kg/10a	185円/kg	} 29.0%	18時間/10a	3,960時間	1,960時間
飼料用米	10.5ha	570kg/10a	10円/kg				
WCS用稲	4.5ha	2,700kg/10a	10円/kg				
※飼料用米・WCS用稲交付金 90,000円/10 a							
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
20.8ha	10,000円						

個別経営体

2

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
水稲+果樹	水田 15.0ha 果樹園 0.4ha (うちハウス) 0.2ha 自作地 3.4ha 借入地 12.0ha 労働力 家族2.0人 主たる従事者 1.0人 補助 1.0人 雇用2.0人 (パート)	所得 520万円 労働時間 4,850時間	(資本装備) ・トラクター 55PS ・側条施肥田植機 6条 ・コンバイン 4条 ・循環型乾燥機 3基 (50石 40石 30石) ・育苗用ハウス 500㎡ ・畦塗り機 ・乾燥調整施設 ・予冷库 ・格納庫 (農業機械) ・農用トラック ・パイプハウス ・管理機 (技術内容) ・水稲省力化技術の導入 ・飼料用米の専用品種導入 ・WCS用稲の単収向上 ・いちじくの改植及び単収向上 ・カミキリムシ対策の徹底 (いちじく)	・管理会計による品目別所得の把握	・雇用導入による安定的な休日の確保 ・WCS用稲については、コントラクターに収穫を依頼する。		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
水稲	9.0ha	540kg/10a	175円/kg	13.0%	19時間/10a	2,850時間	2,850時間
飼料用米	1.5ha	570kg/10a	10円/kg				
WCS用稲	4.5ha	2,700kg/10a	10円/kg				
イチジク (うちハウス0.2ha)	0.4ha	1,800kg/10a	820円/kg	57.8%	500時間/10a	2,000時間	
※飼料用米・WCS用稲交付金 90,000円/10a						計 4,850時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
12.0ha	5,000円						

個別経営体

3

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
水稲+露地野菜	水田 9.0ha 畑 4.0ha 自作地 2.2ha 借入地 10.8ha 労働力 家族2.0人 主たる従事者 1.0人 補助 1.0人 雇用4.0人 (パート)	所得 560万円 労働時間 3,710時間	(資本装備) ・トラクター 65PS 33PS ・側条施肥田植機8条 ※ 直進アシスト・可変施肥機能 ・コンバイン4条 ・循環型乾燥機 3基 (50石 40石 35石) ・畦塗り機 ・乾燥調整施設 ・格納庫 ・倉庫 ・軽トラック 3台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・管理機 3台 ・シーダーマルチャー 1台 ・洗浄機 1台 ・だいこん収穫機 1台 ・ライムソワー 1台 ・トレンチャー (共同) ・ホイールローダー (共同) ・マニュアルブレッダ (共同) (技術内容) ・牛ふん堆肥等の有効利用 ・水稲栽培における作業効率化	・効率的な年間栽培計画の作成	・雇用導入による安定的な休日の確保		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
水稲	4.8ha	540kg/10a	175円/kg	10.0%	19時間/10a	1,710時間	3,710時間
水稲(米粉用)	4.2ha	600kg/10a	20円/kg				
ダイコン	4.0ha	7,100kg/10a	60円/kg	27.7%	100時間/10a	4,000時間	
(秋冬どり・トンネル春どり)							
※米粉用米交付金 90,000円/10a						計 5,710時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
10.8ha	5,000円						

個別経営体

4

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
水稲＋施設野菜＋露地野菜	水田 7.7ha ハウス 0.2ha 自作地 3.0ha 借入地 4.9ha 労働力 家族2.0人 主たる従事者 1.0人 補助 1.0人 雇用6.0人(パート)	所得 917万円 労働時間 3,763時間	(資本装備) ・トラクター 54PS、28PS ・トラクターモア ・耕うん機 ・側条施肥田植機 6条 ・循環型乾燥機 2基 ・自脱型コンバイン 5条 ・乾燥調整施設(共同) ・もみ殻集積場(共同) ・畦塗り機 ・育苗用ハウス ・鉄骨ハウス ・水稲土入れ機 ・管理機 ・畝立て&マルチャー ・レタス包装機 ・防蛾灯 ・格納庫、倉庫 ・農用トラック 4台 ・搬送用トラック 2台 ・コンプレッサー (技術内容) ・ちばエコ栽培の導入 ・天敵昆虫利用 ・野菜生産性の向上及び省力化	・稲作＋施設・露地野菜の複合経営 ・パソコン導入による経営分析 ・野菜類のちばエコ栽培による高付加価値化 ・労力配分の適正化 ・契約出荷の取り組みによる販売コストの削減と省力化	・1日8時間労働 ・定期的な休日確保 ・作業分担の明確化 ・雇用労力の活用 ・保険加入		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
水稲	7.7ha	540kg/10a	175円/kg	13.0%	19時間/10a	1,463時間	3,763時間
ハウスインゲン (半促成栽培)	0.2ha	4,000kg/10a	980円/kg	54.0%	750時間/10a	1,500時間	
露地レタス(裏作)	1.4ha	3,000kg/10a	250円/kg	38.0%	200時間/10a	2,800時間	
						計 5,763時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
4.9ha	10,000円						

個別経営体

5

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
施設野菜専作	ハウス 0.4ha 自作地 0.4ha 借入地 0.0ha 労働力 家族2.0人 主たる従事者 1.0人 補助 1.0人 雇用6.0人 (パート)	所得 1,040 万円 労働時間 11,300 時間	(資本装備) ・ガラスハウス ・鉄骨ビニルハウス ・ガラス温室 ・養液栽培装置 ・環境制御装置 ・環境モニタリング装置 ・暖房装置 ・風センサー ・カーテン装置 ・トイレ ・軽トラック 1台 ・普通トラック 1台 ・ワゴン 1台 ・動噴 ・選果機 1機 ・カートジェッター ・倉庫 (技術内容) ・養液の適正コントロール ・適品種の選定 ・安定収量の確保 ・高品質生産 ・適期病害虫防除	・パソコン導入による 経営分析 ・直売の比率向上による 所得の向上 ・高糖度トマト栽培による 高付加価値化	・計画的な休日の確保 ・ハウス管理の自動化 による省力化 ・保険加入 ・選果場等の改善		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時
ハウスミニトマト(周年)	0.2ha	12,300kg/10a	720円/kg	39.3%	2,790時間/10a	5,580時間	11,300時間
ハウストマト(周年)	0.2ha	5,000kg/10a	1,000円/kg	34.5%	3,860時間/10a	7,720時間	
						計 13,300時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
0.0ha	0円						

個別経営体

6

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
露地野菜専作畑 ①	7.5ha 自作地 1.0ha 借入地 6.5ha	所得 983 万円 労働時間 6,650 時間	(資本装備) ・トラクター 33PS、49PS、57PS ・ブームスプレイヤー 1台 ・管理機 3台 ・皮むき機 2台 ・シーダーマルチャー 1台 ・洗浄機 1台 ・堆肥場 ・軽トラック 3台 ・ワゴン 1台 ・だいこん収穫機 1台 ・ネギ収穫機 1台 ・トレンチャー (共同) ・ホイールローダー (共同) ・マニユアスプレッダ (共同) ・調整作業施設 (技術内容) ・作物のローテーションによる連作障害回避 ・緑肥作物の利用 ・機械の導入による作業の省力化、効率化	・少品目専作経営 ・パソコンの導入による労務、販売管理 ・機械の導入による省力化 ・長期間の出荷によるパートの定着化	・休日の確保 ・機械の導入による過重労働の回避 ・連続休暇の確保		
算 出 の 基 礎							
1. 品目 ダイコン (秋冬どり・トンネル春どり)	2. 規模 7.0ha	3. 生産量 7,000kg/10a	4. 単価 60円/kg	5. 所得率 27.7%	6. 単位規模当たり労働時間 100時間/10a	7. 総労働時間 7,000時間	8. 補助者・雇用者の労働時間 6,650時間
ネギ (夏どり)	0.5ha	4,000kg/10a	280円/kg	28.0%	330時間/10a	1,650時間	計 8,650時間
9. 借入地面積 6.5ha	10. 10a当たり地代 10,000円						

個別経営体

7

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
露地野菜専作畑 ②	15.1ha 自作地 2.7ha 借入地 12.4ha 労働力 家族3.0人 主たる従事者 1.0人 補助 2.0人 雇用9.0名 従業員3.0人 パート6.0人	所得 1,866 万円 労働時間 15,306 時間	(資本装備) ・トラクター ・深耕ロータリー ・防除機 ・シードマルチャー ・管理機 ・洗浄機 ・農用トラック ・格納庫 ・保冷库 ・冷凍庫 ・だいこん収穫機 ・軽トラック ・ダンプ ・落花生殻むき機 ・落花生脱莢機 ・落花生脱穀機 ・つる刈機 ・ホイールローダー ・フォークリフト ・ブロードキャスター ・サンソワー ・サブソイラー ・ハンマーナイフ (技術内容) ・作物のローテーションによる連作障害の回避 ・機械導入による省力化	・だいこんを主たる従事者とする多品目経営 ・作物の組み合わせによる経営の安定 ・税理士による会計処理 ・ネット販売等多様な販路開拓	・機械の導入による過重労働の回避 ・保険加入		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
落花生	3.5ha	400kg/10a	850円/kg	34.5%	60時間/10a	2,100時間	13,306時間
サツマイモ	0.6ha	2,500kg/10a	300円/kg	22.0%	151時間/10a	906時間	
ダイコン	10.0ha	7,100kg/10a	60円/kg	27.7%	100時間/10a	10,000時間	
ショウガ	0.5ha	3,700kg/10a	160円/kg	30.0%	400時間/10a	2,000時間	
トウモロコシ	0.5ha	1,500kg/10a	360円/kg	32.5%	60時間/10a	300時間	
						計15,306時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
12.4ha	10,000円						

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
露地野菜専作 (直売)	畑 4.0ha 自作地 0.8ha 借入地 3.2ha 労働力 家族2.0人 主たる従事者 1.0人 補助 1.0人 雇用4.0人 (パート)	所得 800 万円 労働時間 5,070 時間	(資本装備) ・トラクター 33PS 40PS ・野菜苗移植機 ・管理機 3台 ・動力噴霧器 ・肥料散布機 (ライムソワー) ・フレールモア ・運搬車 ・エダマメ脱穀機 ・エダマメ選別機 ・フォークリフト ・木造作業舎 2棟 ・格納庫、倉庫 ・予冷库 ・軽トラック 4台 (技術内容) ・各品目別菜の単収向上 ・省力化技術の導入 ・持続可能な畑づくりのための輪作 ・土壌診断に基づいた施肥	・品目別の管理会計の導入 ・計画的に作付けをするため、年間の作付け計画を策定	・雇用導入による安定的な休暇の取得		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
キャベツ	1.5ha	5,000kg/10a	95円/kg	33.2%	60時間/10a	900時間	3,070時間
ネギ	0.1ha	4,000kg/10a	280円/kg	28.0%	330時間/10a	330時間	
ホウレンソウ	0.5ha	1,100kg/10a	455円/kg	44.0%	280時間/10a	1,400時間	
ダイコン	0.2ha	7,100kg/10a	60円/kg	27.7%	100時間/10a	200時間	
エダマメ	0.2ha	800kg/10a	830円/kg	45.0%	230時間/10a	460時間	
落花生	0.4ha	240kg/10a	2,915円/kg	33.4%	80時間/10a	320時間	
ニンジン	0.3ha	4,700kg/10a	150円/kg	36.4%	240時間/10a	720時間	
トウモロコシ	0.4ha	1,500kg/10a	575円/kg	30.1%	65時間/10a	260時間	
ブロッコリー	0.4ha	1,000kg/10a	490円/kg	33.2%	120時間/10a	480時間	
						計	5,070時間
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
3.2ha	5,000円						

個別経営体

9

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
花き(鉢花)専作	ガラス温室 3a 鉄骨ハウス 10a パイプハウス 10a 畑 10a 自作地 33a 労働力 家族3.0人 主たる従事者 1.0人 補助 2.0人 雇用2.0人(パート)	所得 605万円 労働時間 7,845時間	(資本装備) ・ガラス温室 ・鉄骨ハウス ・パイプハウス ・暖房機 ・ローリングベンチ ・防蛾灯 ・土壌混合機 ・格納庫、倉庫 ・農用トラック ・土壌蒸気消毒機 ・エンジン動霧機 ・トラクタ20ps (技術内容) ・省力的なかん水技術の導入 ・作業効率が良く、消費者ニーズに合った新作目生産	・収入保険等のリスク管理 ・品種別の管理会計による生産原価の把握 ・計画的に作付けをするため、年間の作付け計画を策定	・雇用導入により、安定的な休暇の取得		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用の労働時間
シクラメン	8. 3a	8,000鉢	750円/鉢	28.0%	3,500時間/10a	2,905時間	5,845時間
カリブラコア	15. 0a	30,000pot	250円/pot	27.0%	2,000時間/10a	3,000時間	
パンジー ビオラ	5. 0a	11,500pot	180円/pot	25.0%	2,000時間/10a	1,000時間	
日々草 ガーベラ ラベンダー レウシア サフィニア ランキュラス ペコニア サントリナ ポリアンサス ゼラニウム マーガレット	4. 7a	7,000pot 3,000鉢 2,000pot 3,000鉢 600鉢 2,000pot 3,000pot 3,000pot 2,000pot 3,000pot 1,000鉢	250円/pot・鉢	25.0%	2,000時間/10a	940時間	
						計 7,845時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
0.0a	0円						

個別経営体

10

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
酪農	乳牛 成牛40頭 飼料畑 4.4ha 自作地 1.7ha 借入地 2.7ha 労働力 家族2.0人 主たる従事者 1.0人 補助 1.0人 雇用2.0名 (パート)	所得 940 万円 労働時間 5,660 時間	(資本装備) ・牛舎 ・搾乳機 ・細断型ロールベアラー ・トラクター 48・60・90PS ・マニュアルスプレッタ ・ホイールローダー ・ラッピングマシン ・牛ふん乾燥施設 ・堆肥舎 ・ダンプ (技術内容) ・安定的な粗飼料生産 ・稲WC Sの利用による経費削減	・複式簿記の記帳 ・パソコンを活用した経営分析 ・酪農ヘルパーの活用	・酪農ヘルパー活用による計画的な休日確保		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
生乳	成牛40頭	8,500kg/頭	115円/kg	24.0%	125時間/頭	5,000時間	3,660時間
飼料作物	4.4ha				15時間/10a	660時間	
						計 5,660時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
2.7ha	10,000円						

個別経営体

1 1

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
肉牛	肥育牛 1,275頭 出荷頭数 950頭 労働力 家族4人 主たる従事者 1.0人 補助 3.0人 雇用8.0名 (従業員)	所得 4,420 万円 労働時間 23,750 時間	(資本装備) ・牛舎 ・育成舎 ・堆肥舎 ・トラクター 45・80PS ・農用トラック ・ダンプトラック ・自動給餌機 ・タイヤショベル ・フォークリフト ・倉庫 (技術内容) ・飼養管理の徹底による交雑種の肉質向上	・パソコンを活用した 経営分析、労務管理	・雇用労働の安定確保 ・休日の確保

算 出 の 基 礎

1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
肉牛	1,275頭	950頭	750,000円/頭	6.2%	25時間/頭	23,750時間	21,750時間

個別経営体

12

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
養鶏（採卵）	採卵鶏数 32,000羽 労働力 家族2.0人 主たる従事者 1.0人 補助 1.0人 雇用15.0名 従業員3.0人 パート12.0人	所得 1,495 万円 労働時間 23,750 時間	(資本装備) ・ウインドレス鶏舎 ・鶏糞処理施設 ・自動給餌システム ・自動集卵機 ・自動除糞装置 ・バケットローダー ・農用トラック ・倉庫、格納庫 ・洗卵選別機 (技術内容) ・光線管理技術 ・効率的な期別給餌法 ・効率的なワクチン接種 ・糞処理の合理化 ・鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底	・税理士に会計処理を 依頼し、適切に経営 ・パソコンを活用した 経営分析、労務管理	・機械化の推進による 省力化 ・雇用労働の安定確保 ・休日の確保

算 出 の 基 礎

1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
鶏（採卵）	32,000羽	19.7kg/羽	300円/kg	7.9%	45分/羽	24,000時間	22,000時間

企業的経営体

1

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
露地野菜専作畑 ①	16.0ha 自作地 2.5ha 借入地 13.5ha 労働力 家族4.0人 主たる従事者 1.0人 補助 3.0人 雇用12.0名 従業員2.0人 パート10.0人	所得 2,100 万円 労働時間 14,740 時間	(資本装備) ・トラクター 4台 ・育苗用ハウス ・加温機 ・だいこん収穫機 2台 ・フォークリフト 3台 ・だいこん洗浄機 ・フレールモア ・マニユアスプレッダー ・軽トラック ・トラクター用大型播種機 ・作業舎 ・休憩所 ・機械格納庫 ・堆肥場 ・製氷機 ・管理機 3台 ・半自動型定植機 ・根切機 ・マルチャー (技術内容) ・高品質多収品種の導入 ・作業体系の省力化 ・土壌診断に基づく適正施肥 ・緑肥、堆肥利用による土づくり	・農地の集積化 ・農作業の負担軽減 ・周年雇用による人材の確保、定着 ・人材育成 ・販路の拡大	・福利厚生充実 ・過重労働の回避		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
ダイコン(加工用)	14.0ha	10,000kg/10a	40円/kg	30.0%	90時間/10a	12,600時間	12,740時間
野菜苗	0.1ha	64,300本/10a	40円/本	55.0%	1,000時間/10a	1,000時間	
トウモロコシ	1.0ha	1,500kg/10a	360円/kg	32.5%	60時間/10a	600時間	
落花生	0.9ha	400kg/10a	850円/kg	34.5%	60時間/10a	540時間	
						計 14,740時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
13.5ha	10,000円						

企業的経営体

2

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜専作畑 ②	12.0ha 自作地 2.0ha 借入地 10.0ha 労働力 家族2.0人 主たる従事者 1.0人 補助 1.0人 雇用3.0名 (パート)	所得 1,008 万円 労働時間 5,160 時間	(資本装備) ・トラクター ・全自動移植機 ・管理機 ・ブームスプレイヤー ・フレールモア ・機械格納庫 ・農用トラック ・軽トラック ・井戸 ・コンテナリフト (技術内容) ・適期大玉品種の導入 ・育苗センター活用による良苗確保と育苗の省力化 ・適期定植 ・適期防除の徹底 ・堆肥、緑肥等による土壌改善 ・根こぶ病対策の徹底 ・春収穫の抽苔抑制 ・鳥害対策 ・夏期定植の活着促進	・長期の借地契約 ・農地の集積化 ・雇用労力の確保 ・機械導入による省力化 ・収入保険加入	・休日の確保 ・作業負担の軽減

算 出 の 基 礎

1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
キャベツ(加工用)	12.0ha	6,000kg/10a	40円/kg	35.0%	43時間/10a	5,160時間	3,560時間
9. 借入地面積	10.10a	10.10a	10,000円				

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
水稲+施設野菜+露地野菜	水田 57.0ha 畑 7.0ha ハウス 0.2ha 自作地 1.9ha 借入地 62.3ha 労働力 家族4.0人 主たる従事者 1.0人 補助 3.0人 雇用19.0人 従業員4.0人 パート15.0人	所得 2,650万円 労働時間 20,070時間	(資本装備) ・トラクター 113PS 105PS 75PS 26PS 25PS ・側条施肥田植機 8条 ・コンバイン7条×1台 6条×2台 ・循環型乾燥機 70石×4台 60石×1台 ・育苗用ハウス ・畦塗り機 ・ブロードキャスタ ・乾燥調整施設 ・管理機 ・フォークリフト ・スライドモア ・サブソイラ ・溝堀機 ・アップカットロータリ ・施肥マルチ機 ・定植機 ・杭打機 ・運搬車 ・ハイクリブーム ・動力噴霧器 ・ビニル片付機 ・マルチとり機 ・格納庫、倉庫 ・農用トラック6t 4t 2t ・軽トラック ・パイプハウス (技術内容) ・経営の柱となる新規品目の導入	・生産工程の見直しによる作業ロスの低減 ・品質管理の徹底による付加価値の上昇 ・圃場を集約化 ・遠隔地、非効率農地からの撤退 ・	・研修等によりスキルアップ ・職場環境の改善による従業員の定着率上昇		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
水稲	57.0ha	500kg/10a	185円/kg	29.0%	16時間/10a	9,120時間	18,070時間
レタス(加工用)	7.0ha	3,500kg/10a	130円/kg	38.0%	135時間/10a	9,450時間	
ハウスインゲン(半促成栽培)	0.2ha	4,000kg/10a	980円/kg	54.0%	750時間/10a	1,500時間	
						計 20,070時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
62.3ha	5,000円						

組織経営体

1

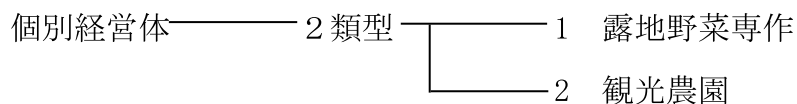
営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稲+作業受託	水田 76.8ha (作業受託含む) 借入地 18.0ha 労働力 11.0人 主たる従事者 2.0人	所得 1,100 万円 労働時間 2,324 時間	(資本装備) ・側条施肥田植機 8条 1台 ・コンバイン 6条、5条、3条 各1台 ・乾燥調製施設 (乾燥機 82石2基、50石2基、40石1基、35石1基、貯留タンク、粳摺機6インチ、米選機、色彩選別機、計量器、フレコンユニット一式) ・フォークリフト ・育苗用ハウス ・ドローン ・格納庫、倉庫 ・回送車 6t (技術内容) ・飼料用米の導入により、経営の安定を図っている。	・複式簿記で管理 ・	・共同作業による効率化を図り、休日制を取り入れている。

算 出 の 基 礎

1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
飼料用米	18.0 ha	600kg/10a	10円/kg	26.6%	10時間/10a	560 時間	0時間
作業受託(刈取・乾燥)	58.8 ha		39,800円/10a		3時間/10a	1,764 時間	
※飼料用米交付金 108,000円/10 a						計 2,324 時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
18.0ha	10,000円						

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に袖ヶ浦市及び周辺市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。



個別経営体

1

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
露地野菜専作	畑 自作地 1.4ha 借入地 0.2ha 1.2ha 労働力 家族1.0人 主たる従事者 1.0人 雇用1.0名 (パート)	所得 270 万円 労働時間 2,450 時間	(資本装備) ・トラクター 20PS ・管理機 ・肥料散布機 ・農薬散布機 ・農用車(軽バン) ・育苗ハウス ・調製施設 (技術内容) ・基本栽培技術の習得 ・省力化機械の導入による作業の効率化 ・適切な年間栽培計画の作成 ・経営の柱となる品目の導入	・会計書類の整理・整頓 ・PCや会計ソフト導入による経営管理の効率化	・定期的かつ計画的な 休日の取得		
算 出 の 基 礎							
1. 品目	2. 規模	3. 生産量	4. 単価	5. 所得率	6. 単位規模当たり労働時間	7. 総労働時間	8. 補助者・雇用者の労働時間
エダマメ	0.1ha	500kg/10a	700円/kg	40.0%	690時間/10a	690時間	450時間
トウモロコシ	0.8ha	1,500kg/10a	550円/kg	30.0%	90時間/10a	720時間	
芽キャベツ	0.4ha	700kg/10a	500円/kg	33.4%	120時間/10a	480時間	
中玉トマト	0.1ha	1,000kg/10a	250円/kg	33.4%	560時間/10a	560時間	
						計 2,450時間	
9. 借入地面積	10. 10a当たり地代						
1.2ha	10,000円						

個別経営体

2

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様		
観光農園	ハウス 0.2ha 自作地 0.0ha 借入地 0.2ha 労働力 家族1.0人 主たる従事者 1.0人 雇用4.0名 (パート)	所得 270 万円 労働時間 5,000 時間	(資本装備) ・パイプハウス ・高設栽培施設 1式 ・暖房機 3台 ・炭酸ガス発生装置 1台 ・環境制御装置 1台 ・循環扇 11台 ・動力噴霧器 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター 20PS ・育苗ベンチ ・予冷库 ・トイレ ・直売所 ・駐車場 ・環境モニタリング装置 ・電照装置 (技術内容) ・優良新品種の導入 ・養液の適正コントロール ・良苗の確保 ・適期病害虫防除 ・スマートフォンでの環境モニタリング	・市場出荷より観光直 売とし人件費のコスト ダウン化 ・パソコン利用による 作付、販売管理 ・生産商品のPR ・機械の導入による省 力化 ・複式簿記の記録 ・研修等参加による生 産管理技術の向上	・時給制		
算 出 の 基 礎							
1. 品目 イチゴ	2. 規模 0.2ha	3. 生産量 3,100kg/10a	4. 単価 2,620円/kg	5. 所得率 16.6%	6. 単位規模当たり労働時間 2,500時間/10a	7. 総労働時間 5,000時間	8. 補助者・雇用者の労働時間 3,500時間
9. 借入地面積 0.2ha	10. 10a当たり地代 15,000円	11. 入園料 1,950円/大人 1,150円/子供					

袖ヶ浦市営農類型一覽

営農類型	経営規模		労働力			労働時間				品目	延面積及び頭羽数 ha・頭・羽	農業 万円	農業所得 万円	所得率 %
	自作地 ha	借入地 ha	主たる 従事者 人	補助 人	雇用者 人	総労働 時間 時間	主たる 従事者 時間	補助者 時間	雇用者 時間					
個別経営体														
1 水稲専作	1.2	20.8	1	1	1	2,000	2,000	1,960		水稲	22.0ha	2,035	600	29.5
2 水稲＋果樹	3.4	12.0	1	1	2	4,850	2,000	2,850		水稲 イシク	15.4ha	2,000	520	26.0
3 水稲＋露地野菜	2.2	10.8	1	1	4	5,710	2,000	3,710		水稲 ダイコン	13.0ha	2,586	560	21.7
4 水稲＋施設野菜 ＋露地野菜	3.0	4.9	1	1	6	5,763	2,000	3,763		水稲 ハウスインゲン レタス	7.9ha	2,562	952	37.2
5 施設野菜専作	0.4		1	1	6	13,300	2,000	11,300		ハウスミニトマト ハウストマト	0.4ha	2,771	1,040	37.5
6 露地野菜専作①	1.0	6.5	1	2	8	8,650	2,000	6,650		ダイコン ネギ	7.5ha	3,542	983	27.7
7 露地野菜専作②	2.7	12.4	1	2	9	15,306	2,000	13,306		落花生 サツマイモ ダイコン シウガ トウモロコシ	15.1ha	6,466	1,866	28.9
8 露地野菜専作 (直売)	0.8	3.2	1	1	4	5,070	2,000	3,070		キャベツ ネギ ホウレンソウ ダイコン エダマメ 落花生 ニンジン トウモロコシ ブロッコリー	4.0ha	2,325	800	34.4
9 花き(鉢花)専作	0.33		1	2	2	7,845	2,000	5,845		シクラメン カリブコア ハンジュー ヒオウチ等花壇苗	0.33ha	2,291	605	26.4
10 酪農	1.7	2.7	1	1	2	5,660	2,000	3,660		生乳 飼料作物	40頭 4.4ha	3,910	940	24.0
11 肉牛			1	3	8	23,750	2,000	21,750		肉牛	1,275頭	71,250	4,420	6.2
12 養鶏(採卵)			1	1	15	24,000	2,000	22,000		採卵	32,000羽	18,912	1,495	7.9

営農類型	経営規模		労働力			労働時間				品目	延面積及び頭羽数 ha・頭・羽	農業	農業所得 万円	所得率 %
	自作地 ha	借入地 ha	主たる 従事者 人	補助 人	雇用者 人	総労働 時間 時間	主たる 従事者 時間	補助者 時間	雇用者 時間					
企業経営体														
1 露地野菜専作①	2.5	13.5	1	3	12	14,740	2,000	12,740	2,100	ダイン(加工用) 野菜苗 トウモロコシ 落花生	16.0ha	6,703	2,100	31.3
2 露地野菜専作②	2.0	10.0	1	1	3	5,160	1,600	3,560	1,008	キャベツ(加工用)	12.0ha	2,880	1,008	35.0
3 水稲+施設野菜 +露地野菜	1.9	62.3	1	3	19	20,070	2,000	18,070	2,650	水稲 レタス(加工用) ハウスインゲン	64.2ha	9,242	2,650	28.7
組織経営体														
1 水稲+作業受託		18.0	2			2,324	432	1,892	1,101	飼料用米 作業受託(刈取・乾燥)	76.8ha	4,139	1,101	26.6
新規就農														
1 露地野菜専作	0.2	1.2	1		1	2,450	2,000		270	エタマメ トウモロコシ 芽キャベツ 中玉トマト	1.4ha	860	270	31.4
2 観光農園		0.2	1		4	5,000	1,500	3,500	270	イチゴ	0.2ha	1,624	270	16.6

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

袖ヶ浦市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業事務所や千葉県農業者総合支援センターをはじめ、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、袖ヶ浦市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識を得るための情報提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、本市が主体となって、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、地域計画策定に係る協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年

等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

本市は、農業事務所及び農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行う。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行う。

本市は就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートする。

農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うなどのサポートを行う。

農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家の派遣による個別支援などを行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業事務所、農業者総合支援センター、農地中間管理機構及び農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	予想農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)
市内全域	2, 315 ha	1, 389 ha	60%

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地利用(基幹的作業(水稻については、耕起、代かき、田植、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫、及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む)面積シェアである。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

袖ヶ浦市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、早くから農業生産基盤整備(区画整理)を実施している優良農地であるが、昭和、長浦地区においては、10a区画が中心で農道の幅員が狭いことから、大型化する農業機械への対応が課題となっており、担い手の更なる規模拡大に影響を与えている。根形、平岡、中川・富岡地区においては、1区画30aのは場整備が進んでおり、高生産性農業展開に必要な区画整理、暗渠排水等の整備によって、大型農業機械化体系導入による生産性の向上と効率化が進んでいる。

また、本市の台地部においては、落花生、ダイコン、じゃがいもなど根菜類を中心に多品目の野菜が作付けされている優良農地であるが、市街化区域に隣接している地域では、都市的土地利用に影響を受けやすく、宅地開発が進行し、農用地の利用が減少傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されるため、農業委員会、地域農業再生協議会と協力し、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積及び集約化を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ・地域計画の策定及び実行
- ・集落営農の組織化、法人化
- ・担い手、新規就農者への農地のあっせん

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

袖ヶ浦市は、千葉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 利用権設定等促進事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア. 平坦部においては、県営ほ場整備事業の実施が進んでおり、ほ場の区画の大型化による、高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。

特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって、担い手が連担的な条件下で、効率的な生産が行えるよう努める。

イ. 平川地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で増加している遊休農地の解消に努める。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導助言を行う。

以下、各事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

ア. 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定する。

イ. 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、公報紙への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

ウ. 参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

エ. 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

オ. 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア. 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからdまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、a及びdに掲げる要件のすべて）を備えること。

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から c までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

(ウ) 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ. 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の a 及び b に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、a に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ. 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ. 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下「政令」という。)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(ア) その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められること。

(イ) 本市への確約書の提出や本市との協定の締結を行う等により、その者が地

域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ. 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ. アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア. 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ. 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期

ア. 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ. 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア. 袖ヶ浦市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、袖ヶ浦市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ. 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ. 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ. アからウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア. 本市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ. 本市は、(5)のイからウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ. ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ. 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カのcに掲げる事項については、（１）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア. 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ. アに規定する者が利用権の設定等（（１）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ. アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ. アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ. アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ. アに規定する者が（１）のエに該当する者である場合には、次に掲げる事
（ア） その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ. アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、

借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア. 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内、いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ. 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ. 本市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ. 本市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

オ. 本市農業委員会は、イの規定による取消しがあつた場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施等)の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

袖ヶ浦市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア. 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ. 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア. (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ. 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- (イ) 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- (ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (エ) (4) のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- (オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ. 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

エ. アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア. (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること）が確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ. アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- (エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ. 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

- (ア) イの(イ)に掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ. イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア. (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ. アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ. 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア. 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ. 本市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、袖ヶ浦市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

袖ヶ浦市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

袖ヶ浦市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備し推進する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア. 受入環境の整備

農業者総合支援センターや農業事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を随時開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、支援制度に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ. 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア. 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって千葉県立農業大学校や農業事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合と連携・協力して研修や営農指導を行うとともに、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導を行い、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

イ. 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。各種セミナー等への呼びかけを行い、袖ヶ浦市農業士・指導農業士連絡協議会との交流会を設ける。また、商工会やゆりの里出荷者協議会とも連携して、袖ヶ浦市農畜産物直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ. 経営力の向上に向けた支援

農業経営体育成セミナー等各種セミナーへの参加呼びかけや農業協同組合が運営する直売所等への出荷の促進などにより、経営力の向上に向けた支援を実施する。

エ. 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと

誘導する。

(3) 関係機関等の役割

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業者総合支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については農業事務所、農業協同組合や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

袖ヶ浦市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 県営経営体育成基盤整備事業(勝・大曾根地区、百目木地区、大鳥居地区)により高生産ほ場の整備など生産基盤と生活環境の一体的整備を行い地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的かつ安定的農業構造を作り上げていく。

イ. 市単独農道整備事業及び市単独基盤整備事業により、地域の生産条件の改善を図り農業経営の発展に資するよう努める。

ウ. 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア. 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ. 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、袖ヶ浦市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 袖ヶ浦市は、千葉県の一部を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- 2 袖ヶ浦市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5、7号若しくは第8号に掲げる法人（それ

ぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2（第 5 の 2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと思われる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、委託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われていないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。